

**認知症の者が発生させた事故とその配偶者・子の民法 714 条 1 項に基づく
損害賠償責任**

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第三小法廷
【裁判年月日】 平成 28 年 3 月 1 日
【事 件 番 号】 平成 26 年（受）第 1434 号
【事 件 名】 損害賠償請求事件（JR 東海事件）
【裁 判 結 果】 棄却
【参 照 法 令】 民法 714 条 1 項
【掲 載 誌】 金判 1488 号 10 頁

LEX/DB 文献番号 25447798

事実の概要

平成 19 年、認知症にり患し、在宅介護を受けていた A（当時 91 歳、要介護 4、成年被後見人ではない。）は、A の妻である Y₁（当時 85 歳、要介護 1）が 6、7 分まどろんでいる間に徘徊し、旅客鉄道事業を営む会社である X（JR 東海）の（愛知県にある）駅の構内の線路に立ち入り X の運行する列車に衝突して死亡した（以下「本件事故」という。）。本件事故に至るまでに A が 1 人で外出して数時間行方不明になったのは、平成 17 年及び 18 年の合計 2 回であった。X は、Y₁、A の子である Y₂（長男、横浜市に居住し、本件事故まで 20 年以上も A と同居しておらず、本件事故直前の時期において 1 箇月に 3 回程度週末に A 宅を訪ねていた。Y₂ の妻は単身で A 宅の近隣に転居し、Y₁ とともに A の介護をしていた。）、Y₃（二男）、Y₄（二女）及び Y₅（三女）に対し、本件事故によって振替輸送などの損害を被ったと主張して、民法 709 条又は民法 714 条に基づき、損害賠償金約 720 万円の支払いを求めた。

原々審は、A には責任能力はなく、Y₁ は民法 709 条により損害賠償責任を負い、Y₂ は民法 714 条 1 項の法定監督義務者や同条 2 項の代理監督者と同視しうる事実上の監督者として同条 2 項の準用により損害賠償責任を負うとして、X の請求を全部認容し、その余の子らに対する請求を棄却した（名古屋地判平 25・8・9 判時 2202 号 68 頁）。Y₁ 及び Y₂ が控訴した。

原審は、Y₁ は民法 714 条 1 項の法定監督義務

者に該当し、同条 1 項に基づき損害賠償責任を負うが、Y₂ は民法 714 条の監督義務者に該当せず、また、民法 709 条に基づく損害賠償責任も負わない、民法 722 条 2 項に定める被害者に過失相殺事由が認められない場合であっても同項に体现されている不法行為法における損害の公平の分担の精神により、Y₁ は損害額の 5 割の賠償責任を負う、として、Y₁ に対する請求を一部認容し、Y₂ に対する請求を棄却した（名古屋高判平 26・4・24 判時 2223 号 25 頁）。X 及び Y₁ の双方が上告した。

判決の要旨**1 保護者・成年後見人と法定監督義務者**

「民法 714 条 1 項の規定は、責任無能力者が他人に損害を加えた場合にはその責任無能力者を監督する法定の義務を負う者が損害賠償責任を負うべきものとしているところ、このうち精神上の障害による責任無能力者について監督義務が法定されていたものとしては、平成 11 年法律第 65 号による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 22 条 1 項により精神障害者に対する自傷他害防止監督義務が定められていた保護者や、平成 11 年法律第 149 号による改正前の民法 858 条 1 項により禁治産者に対する療養看護義務が定められていた後見人が挙げられる。しかし、保護者の精神障害者に対する自傷他害防止監督義務は、上記平成 11 年法律第 65 号により廃止された（なお、保護者制度そのものが平成 25 年法律

第47号により廃止された。)。また、後見人の禁治産者に対する療養看護義務は、上記平成11年法律第149号による改正後の民法858条において成年後見人がその事務を行うに当たっては成年被後見人の心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない旨のいわゆる身上配慮義務に改められた。この身上配慮義務は、成年後見人の権限等に照らすと、成年後見人が契約等の法律行為を行う際に成年被後見人の身上について配慮すべきことを求めるものであって、成年後見人に対し事実行為として成年被後見人の現実の介護を行うことや成年被後見人の行動を監督することを求めるものと解することはできない。そうすると、平成19年当時において、保護者や成年後見人であることだけでは直ちに法定の監督義務者に該当するということはできない。」

2 夫婦の同居協力扶助義務と法定監督義務

「民法752条は、夫婦の同居、協力及び扶助の義務について規定しているが、これらは夫婦間において相互に相手方に対して負う義務であって、第三者との関係で夫婦の一方に何らかの作為義務を課するものではなく、しかも、同居の義務についてはその性質上履行を強制することができないものであり、協力の義務についてはそれ自体抽象的なものである。また、扶助の義務はこれを相手方の生活を自分自身の生活として保障する義務であると解したとしても、そのことから直ちに第三者との関係で相手方を監督する義務を基礎付けることはできない。そうすると、同条の規定をもって同法714条1項にいう責任無能力者を監督する義務を定めたものということではできず、他に夫婦の一方が相手方の法定の監督義務者であるとする実定法上の根拠は見当たらない。したがって、その者が民法714条1項にいう『責任無能力者を監督する法定の義務を負う者』に当たるとすることはできないというべきである。」

3 Y₁及びY₂の法定監督義務者該当性

Y₁がAを「監督する法定の義務を負う者」に当たるとすることはできない。また、Y₂がAを「監督する法定の義務を負う者」に当たるとする法令上の根拠はない。

4 法定監督義務者に準ずべき者

「法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視してその者に対し民法714条に基づく損害賠償責任を問うことができるとするのが相当であり、このような者については、法定の監督義務者に準ずべき者として、同条1項が類推適用されると解すべきである……。その上で、ある者が、精神障害者に関し、このような法定の監督義務者に準ずべき者に当たるか否かは、その者自身の生活状況や心身の状況などとともに、精神障害者との親族関係の有無・濃淡、同居の有無その他の日常的な接触の程度、精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情、精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、これらに対応して行われている監護や介護の実態など諸般の事情を総合考慮して、その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべきである。」

5 Y₁及びY₂の「法定監督義務者に準ずべき者」該当性

Y₁及びY₂は、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが可能な状況にあったということではできず、その監督義務を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえないので、Aの法定の監督義務者に準ずべき者に当たるとすることはできない。

判例の解説

一 民法714条1項の法定監督義務者

未成年者については、親権者を法定監督義務者と考えることができる（民法820条）。しかし、これ以外の責任無能力者については、法律がなく、法定監督義務者はいない、と解すべきである。

Aの配偶者であるY₁が同居協力扶助義務（民法752条）を負い、その義務から監督義務を認め、第三者に対する責任まで導くこと（原審判決）には飛躍がある¹⁾。本判決が、民法752条の規定をもって同法714条1項にいう責任無能力者を監督する義務を定めたものということとはできない、とした点は高く評価することができる。

二 法定監督義務者に準ずべき者

最判昭58・2・24判時1076号58頁（以下「昭和58年判決」という。）は、両親と同居している成年者が心神喪失の状況のもとで他人に傷害を負わせた事件について、当該事件までその行動にさし迫った危険があったわけではなく、当該両親は精神衛生法上の保護義務者にされることを避けて家庭裁判所の選任を免れていたこともなかった等判示の事実関係のもとでは、当該両親に対し民法714条の法定の監督義務者又はこれに準ずべき者としての責任を問うことはできない、と判示した原審の判断を是認した。本判決は、昭和58年判決を引用し、「責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視してその者に対し民法714条に基づく損害賠償責任を問うことができる」、と判示する。しかし、（保護義務者を受け継いだ）保護者の精神障害者に対する自傷他害防止監督義務は、精神保健福祉法の改正により、廃止され、現在では、保護者制度そのものが廃止されている状況のもとでは、成年者について、法定監督義務者、法定監督義務者に準ずべき者を想定すべきではない。また、介護は加害行為の防止に向けてされるものではないので、介護者が法定監督義務者に準ずべき者とされるべきではない。監督を現に行っている者が監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合は意思による引受けであり、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視することができるときは、監督という作為義務を法律ではなく、意思によって引き受けた場合であるから、民法709条によって考えるべきである。とはいえ、本件では、介護者は、監督を現に行っていたとしても、

監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められず、また、監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められたとしても、通常人としての注意義務を尽くしていたと考えられるので、民法709条に基づいて不法行為責任を負わないと考えられる。

三 Y₂は法定監督義務者に準ずべき者に該当するが、監督義務を尽くしていたとの岡部・大谷意見について

岡部意見は、Y₂は「第三者に対する加害行為の防止に向けてAの監督を現に行っており、その態様が単なる事実上の監督を超え、監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情」があるとして、法定監督義務者に準ずべき者に該当する、という。また、大谷意見は、成年後見人は法定監督義務者であり、Y₂は成年後見人に選任されてしかるべき者として、法定監督義務者に準ずべき者に該当する、という。

岡部意見は、Y₂は、Aの徘徊行動を防止するために、週6回のデイサービスの利用並びにY₁及びBの現実の見守りと付添いという体制を組むことによって、Aの徘徊行為を防止するための義務を怠りなく履行しており、Y₂の採った徘徊行動防止体制は一般通常人を基準とすれば相当なものであり、法定の監督義務者に準ずべき者としての監督義務を怠っていなかったとすることができる、とした。また、大谷意見は、Y₂をはじめAの家族の「行ってきた介護、監督の体制は、Aの意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮した人的、物的に必要なして十分な介護体制と評価でき」、「原審は、事務所出入口のセンサー付きチャイムの電源が入れられておらず作動しなかった点を監督体制の不備と指摘するが、元々はこのチャイムは事務所に出入りする客の出入りを把握するためのものであり、この装置の不作動を捉えて介護、監督体制の欠陥とみることは相当でない」から、「Aに対する身上監護事務上の注意義務を怠っていなかったとのY₂の立証は尽くされており、第三者との関係においても監督義務を怠っていなかったと認められ、Y₂は免責されてしかるべきと考えられる」、とした。

四 民法714条の監督義務と民法709条の関係

本判決は、以上説示したところによれば、Y₁に対する民法714条に基づく損害賠償請求は理由がなく、同法709条に基づく損害賠償請求も理由がないことになるから、と判示する。Y₁は、監督義務を負う主体ではないので、つまり、民法714条の監督義務を負わないので、もちろん民法709条の注意義務を負わない、という意味と考えられる。「過失の前提となる監督義務者の『結果回避義務』の内容を包括的な監護義務へと拡張する」²⁾ということは、監督義務は注意義務より内容が拡張されており、監督義務がなければ注意義務もないことになるといえよう。

五 本判決の評価

Y₁及びY₂の賠償責任を否定した本判決の結論に賛成である。また、Y₁及びY₂が監督義務者でないという理由でその賠償責任を否定した本判決に賛成である。しかし、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、Y₁及びY₂が法定監督義務者に準ずべき者に該当しうる、とする点には反対である。未成年者以外の責任無能力者については、監督義務につき法律がなく、法定監督義務者はいない、と解すべきであり、そのように解すると、賠償責任の根拠条文となるのは民法709条であり³⁾、（監督義務者ではなく）通常人としての注意義務をY₁及びY₂が尽くしていたかどうかが問題になる。本件では、本件事故に至るまでにAが1人で外出して数時間行方不明になったことがあるが、平成17年及び同18年の合計2回だけであり、Aの加害行為を具体的に予見可能であったとはいえず、Y₁らには過失がないと考えられる。

六 Aの徘徊行為は責任無能力者の不法行為か

「責任無能力の制度は、法的価値判断能力を欠く者（以下「本人」ともいう。）のための保護制度であるが、保護としては、本人が債務を負わされないということに留まらず、本人が行動制限をされないということが重要である。本人に責任を問わないとしても、監督者が責任を問われるとなると、監督者に本人の行動制限をする動機付けが生ずる」からである（木内補足意見）。Aの徘徊行為を責任無能力者の不法行為として捉えることができるかについては、検討を要する。Aの行動に対する注意義務は、Aに対して注意義務を負う者

に困難なことを求め、しかもAの行動を制限してまうおそれが存するからである。

七 立法論としての衡平責任

民法714条1項の趣旨は、責任能力のない者の不法行為についてはその者を免責し、「そのため不法行為の責任を負う者がなければ被害者の救済に欠けるところから、その監督義務者に損害の賠償を義務づけるとともに、監督義務者に過失がなかったときはその責任を免れさせることとしたものである」（最判平7・1・24民集49巻1号25頁）。「民法713条と714条はセットになってひとつの制度として理解されるのであり、今回の判決によって、精神障害を理由とする責任無能力者の不法行為については、民法714条がほとんど機能しないものとなった。これは、被害者がそのまま放置されることを意味する」⁴⁾。被害者を救済するために、立法論として衡平責任が考えられる⁵⁾。衡平責任では、責任能力のない者の行為の態様が重視されるべきである。したがって、衡平責任が立法されたとしても、本件では、Aの徘徊行為の態様からして、Aに衡平責任を課すべきでない。

●——注

- 1) 前田陽一「認知症高齢者による鉄道事故と近親者の責任（JR東海事件）」論究ジュリ16号（2016年）23頁。
- 2) 潮見佳男『不法行為法Ⅰ〔第2版〕』（信山社、2009年）418頁。
- 3) 前田陽一・前掲注1）22頁は、「事実上の監督者」の該当性やその責任について限定的な判断をすべきであり、Y₂のような近親者を含め、民法714条ではなく民法709条の責任にとどめるべきであろう、とする。
- 4) 窪田充見「時論・最判平成28年3月1日——JR東海事件上告審判決が投げかけるわが国の制度の問題」ジュリ1491号（2016年）67頁。
- 5) 窪田充見「責任能力と監督義務者の責任」現代不法行為法研究会編『不法行為法の立法的課題』（商事法務、2015年）71頁。たとえば、「無能力者に責任がない場合において、当事者間の衡平を図るため必要があると認められるときは、裁判所は、加害行為の態様、加害者及びその監督義務者の資力、被害者の経済状態その他一切の事情を考慮して、無能力者に対し、他人に加えた損害の全部又は一部の賠償を命ずることができる」（星野英一「責任無能力者・監督義務者の責任」ジュリ918号（1988年）86頁）との提案がある。